

第 2 号 議 案

令和 2 年 4 月 20 日
任 用 給 与 課

休息時間の特例の承認について

令和 2 年 4 月 17 日付 2 総人職第 88 号により、東京都知事から申請のあった標記の件について、適当と認め、申請のとおり承認する。

新型コロナウイルス感染者の宿泊療養対応業務に係る休息時間の特例について（知事）

新型コロナウイルス感染者の宿泊療養対応業務を行う職員について、休息時間を規定する。

項目	内容
設定基準	<p>【休息时间】</p> <p>夜勤をする場合、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第6条第1項に定める休憩時間（以下「基本休憩時間」という。）を勤務時間の途中で45分と15分に分割して置く。また、連続する正規の勤務時間4時間当たり15分の休憩時間（分割して置く基本休憩時間のうち15分の休憩時間に限る。）又は休息時間を置くこととし、4時間を超え、又は4時間に満たない時間について15分の休息時間を置くことができる。</p>
対象職員	新型コロナウイルス感染者の宿泊療養対応業務に従事する職員
適用年月日	令和2年4月7日から新型コロナウイルス感染者の宿泊療養対応業務を行う職場において特別な勤務形態がなくなるまでの間

【参照条文】職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

（正規の勤務時間の割振り）

第3条 任命権者は、暦日を単位として、月曜日から金曜日までの5日間(以下「平日」という。)において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。(略)

2 任命権者は、任命権者が定める職場において始業及び終業の時刻について職員(略)の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員(以下「フレックスタイム制勤務職員」という。)又は職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。(略)

3 (略)

（休憩時間）

第6条 任命権者は、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中で置かなければならない。

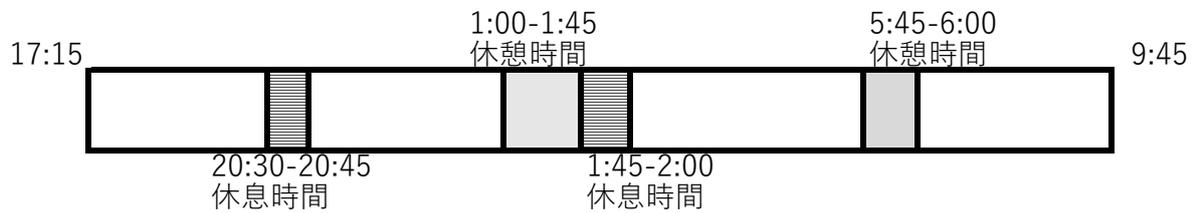
2から4まで(略)

（休息时间）

第7条 任命権者は、第3条第2項に規定する職員(フレックスタイム制勤務職員を除く。)について、人事委員会の承認を得て、別に定めるところにより、正規の勤務時間のうちに、休息時間を置くものとする。

2 (略)

新型コロナウイルス感染者の宿泊療養対応業務(夜勤)の勤務時間イメージ

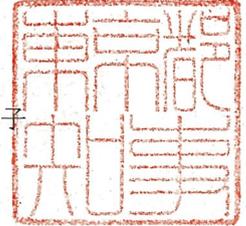




2 総人職第 88 号
令和 2 年 4 月 17 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子



新型コロナウイルス感染者の宿泊療養対応業務に係る休息時間の特例について

新型コロナウイルス感染症により入院を要する患者が増加しており、今後症状の重い患者や重症化するおそれの高い患者を受け入れるための病床が不足することが危惧されています。また、国は、症状がない又は病状が軽快するなど入院治療が必要ない患者（以下「軽症者等」という。）については、周囲への感染防止に注意しながら自宅や宿泊施設等で療養及び健康観察を行うことができるとしています。

こうした状況から、軽症者等については、宿泊施設等において療養及び健康観察を行う対策を実施することが、病床不足を防ぐために急務となっているところです。

については、軽症者等についての宿泊療養対応を実施し、職員が当該業務（以下「新型コロナウイルス感染症対応業務」という。）に従事する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく貴委員会の承認について、下記のとおり申請します。

記

1 休息時間設定基準

新型コロナウイルス感染症対応業務を行う職場（以下「対応職場」という）で夜勤をする場合については、条例第 6 条第 1 項に定める休憩時間（以下「基本休憩時間」という。）を勤務時間の途中に 45 分と 15 分に分割して置く。また、連続する正規の勤務時間 4 時間当たり 15 分の休憩時間（分割して置く基本休憩時間のうち 15 分の休憩時間に限る。）又は休息時間を置くこととし、4 時間を超え、又は 4 時間に満たない時間について 15 分の休息時間を置くことができる。

また、休息時間は、始業の時間から連続し、又は終業の時間まで連続して置いてはならない。

2 対象職員

新型コロナウイルス感染症対応業務に従事する職員

3 適用期間

令和 2 年 4 月 7 日から対応職場において特別な勤務形態がなくなるまでの間

4 理由

新型コロナウイルス感染症対応業務に従事するに当たっては、夜勤が生じ、職員が交替で勤務を行うこととなる。夜勤においては、仮眠時間及び明け方に食事をとる時間のほか、長時間の勤務となることから、職務能率の増進を図るために別に休む時間が必要である。

また、心身の負担の多い業務となることから、拘束時間をなるべく少なくする観点も必要である。

以上のことから、休息時間を設定するものである。